

○まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱

平成20年2月15日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が新しい発想に基づき、自主的に行うまちづくり事業に支援することで、町民の創意による地域の実情に即した公共サービスを図るとともに、まちの活性化とにぎわいの創出を促進することを目的として実施する事業に対し、補助金を交付することについて補助金等交付規則(昭和45年松川町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 公益活動支援事業 公共の福祉の向上や町民利益の増進につながり、公共サービスの充実に資する公益性の高い事業
- (2) まちのにぎわい創出事業 斬新なアイデアと創意工夫による、幅広い町民が参加でき町全体に活気ができるような事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は交付対象としない。

- (1) 従来から行われている継続事業、及び新規事業であっても実質的に同一事業とみなされるもの
- (2) 国、県又は町が実施する他の事業の対象事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- (6) 公序良俗に反する事業

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 3人以上で構成される団体
- (2) 代表者が町内に在住、在勤又は在学している団体
- (3) 活動拠点が町内にある団体
- (4) 会計処理が適切に行われている団体

(交付対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、事業実施に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持費
- (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- (3) 食糧費
- (4) その他町長が不相当と認める経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金は予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付回数の限度)

第6条 補助金は、単年度単位の事業に対して交付するものとする。

2 同一事業に対する補助金の交付回数は、3年を限度とする。

(交付対象事業の公募)

第7条 町長は、交付対象事業を、期間を定めて募集するものとする。

2 町長は、補助対象事業の募集に当たり、審査方法等を記載した募集要項を定めて公表するものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金計画書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業企画書(位置図、見取図、設計図、設計書等)
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体概要(規約又は会則、会員名簿等含む)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付対象事業の選考及び通知)

第9条 町長は、前条の書類の提出を受けた事業について、別表第2の基準に基づき審査を行うものとする。

2 町長は、前項の交付の内示を行う場合には、まつかわ町民提案型まちづくり事業選定委員会の審査を経なければならない。

3 町長は、補助金を交付することが適当である事業を選考し、選考外のものにあつては、その理由を付して、選考結果を松川町まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付対象事業選考結果通知書(様式第2号)により、速やかに当該応募団体に通知するものとする。

(交付申請)

第10条 前条第3項の規定により交付対象者として通知を受けた者が、規則第3条に規定による補助金の申請しようとするときは、まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書)

第11条 規則第6条に規定する交付決定通知書は、まつかわ提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第12条 規則第5条第4項又は第5項の規定による承認を受けようとするときは、まつかわ町民提案型まちづくり事業変更等承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 規則第12条に規定による実績報告をしようとするときは、まつかわ町民提案型まちづくり事業実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(確定通知書)

第14条 規則第13条に規定する確定通知書は、まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

補助金の交付額	(1) ソフト事業	補助率 75 % 以内 限度額 300,000円
	(2) ハード事業	補助率 50 % 以内 限度額 500,000円

別表第2

審査基準	事業	(1) 公益性の高い事業であること。 (2) 地域の固有性(松川町らしさ、地域らしさ)がある事業であること。 (3) 発展性、継続性が認められる事業であること。 (4) 先駆的で独創性のある事業であること。 (5) 目標及び計画が地域の実情や需要に対応した事業であること。
	団体	(1) 運営が閉鎖的でなく、開かれた組織であること。 (2) 自立的な組織体制及び資金計画を有していること。

様式第1号(第8条関係)

	※事務局記入	
	公益活動支援・まちのにぎわい創出( 回目)	
	整理番号	

まつかわ町民提案型まちづくり事業計画書

年 月 日

松川町長

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_ )

年度まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付を受けたいので、まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、計画書及び添付書類に関して、原則公開することを承諾するとともに、記載した事項は、事実と相違ないこと及び応募した事業に交付決定がなされた場合は、計画から実施まで責任をもって遂行します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 公益活動支援事業 <input type="checkbox"/> まちのにぎわい創出事業
2 事業名	
3 事業実施予定期間	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日
4 事業の内容 (事業のアピール)	

処理欄(申請に必要な書類の一覧です。この欄は記入しないで下さい。)

- 事業企画書(位置図、見取図、設計図、設計書等)
- 事業収支予算書(見積書等写し含む)
- 事業実施団体概要書
- 団体の規約又は会則
- 会員名簿
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

団体名

代表者名

様

松川町長

印

まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付対象事業選考結果通知書

年 月 日付で申込みがあった 年度のまつかわ提案型まちづくり事業補助金については、審査の結果、次の通り決定したので、まつかわ提案型まちづくり事業交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

なお、交付対象事業に選ばれた場合は、同要綱第10条の規定による補助金交付申請書により、年 月 日までに補助金交付申請をされるよう通知します。

事業名	
審査結果	
交付予定額	
交付条件又は選考されなかった理由	
備考	

様式第3号(第10条関係)

まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付申請書

年 月 日

松川町長

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 ー )

下記のとおり、 年度まつかわ町民提案型まちづくり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名	
2 事業内容	
3 補助金交付申請額	
4 補助金対象事業費	
5 事業実施予定期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業企画書 <input type="checkbox"/> 事業収支予算書(見積書等写し含む) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

様式第4号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

松川町長 印

まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金対象事業費 円

様式第5号(第12条関係)

まつかわ町民提案型まちづくり事業変更等承認申請書

年 月 日

松川町長

住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 ー )

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた、 年度まつかわ町民提案型まちづくり事業の内容について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認を受けたく申請します。

1 事業名	
2 変更等の理由及び内容	

様式第6号(第13条関係)

まつかわ町民提案型まちづくり事業実績報告書

年 月 日

松川町長

住所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 — )

1 事業名	
2 事業実施内容	
3 補助金交付決定額	
4 補助金対象事業費	
5 事業実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 事業収支決算書 <input type="checkbox"/> 経費の証拠書類(請求書、領収書の写し等) <input type="checkbox"/> 事業実施写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類
備考	

様式第7号(第14条関係)

松 第 号



年 月 日

様

松川町長

印

まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金額確定通知書

年 月 日付で交付決定した、 年度まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金の額について、次のとおり確定しましたので通知します。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付確定額 | 円 |
| 2 補助金対象事業費 | 円 |

○まつかわ町民提案型まちづくり事業選考委員会規程

平成20年2月15日

告示第11号

(設置)

第1条 まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱(平成20年松川町告示第10号。以下「補助金交付要綱」という。)第9条第2項に規定する審査等を行うため、まつかわ町民提案型まちづくり事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づく事業計画の審査及び評価
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募による町民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、審査等のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査を行うことができる。

(報告)

第8条 委員長は、審査及び評価等の結果について、町長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。